

(3) 交流活動の推進

他自治体との交流する機会を創出しながら、渡嘉敷村のより良いプロモーションに寄与する取り組みを進めます。

取組み①：他自治体との交流機会創出の検討

共通点のある他自治体や、需要と供給が合致する他自治体など双方にとって有益となる交流機会の創出を検討します。

■取組みのスケジュールと運営

取組み	スケジュール				行政運営	運営協力		
	早期	中期	長期	継続		観光団体	事業者	村民
①他自治体との交流機会創出の検討			○		●			

3-5. 取組みの効果を検証するための目標値

取組みの効果を検証するための目標値は以下のように定めます。

(1) 観光メニューの創出

渡嘉敷村を訪れる観光客に楽しんでもらえる観光メニューの増加を目指します。

■現状値と目標値

指標	現状値 (H29)	目標値 (H34)	調査方法
冬季の観光メニュー数	4メニュー	20メニュー	冬季に販売提供できる観光メニュー数の確認

(2) 特産品の開発

渡嘉敷村の地域性を活かした特産品の増加及び、それに伴う原材料の増産を目指します。

■現状値と目標値

指標	現状値 (H29)	目標値 (H34)	調査方法
特産品数	—	新規2商品開発	新開発商品数の確認

(3) 渡嘉敷島内での観光消費

渡嘉敷島内の観光消費額の増加に向け、通年の延べ宿泊日数の増加を目指します。

■現状値と目標値

指標	現状値 (H29)	目標値 (H34)	調査方法
通年延べ宿泊日数	—	10%増 ^{*1}	日をまたいだ往復券購入者の延べ宿泊日数の集計 ^{*2}

*1：平成30年度に集計した数値を基準とした場合の増加率

*2：ナガンヌ島・みつしま・チャーター船による入域者数も含む

(4) 渡嘉敷島を訪れる入域者数等

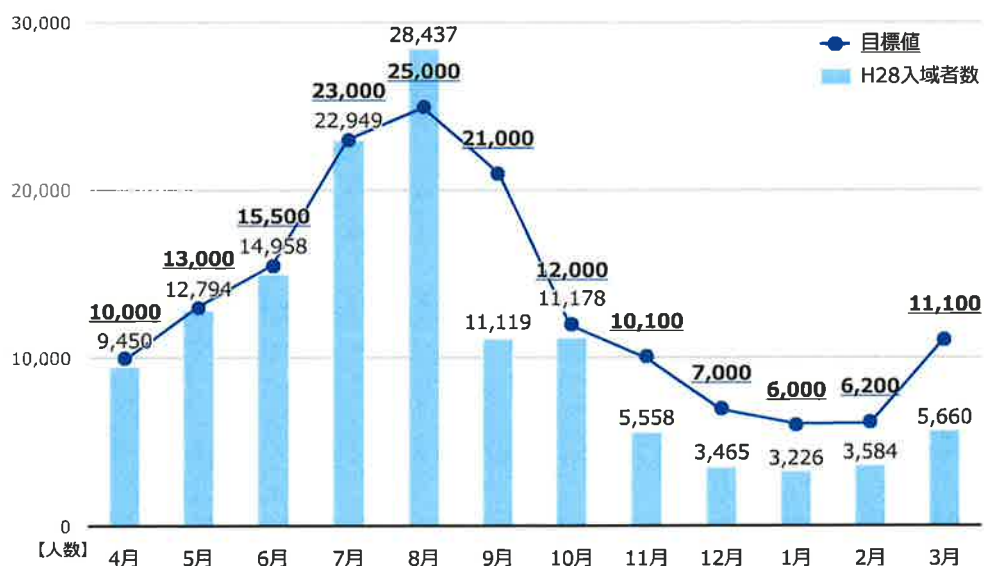
渡嘉敷村の観光施策を進めることで、全体、及び冬期、外国人の入域者数増加のほか、宿泊者数の増加を目指します。

■現状値と目標値

指標	現状値 (H29)	目標値 (H34)	調査方法
全体の入域者数	132,378人	159,900人 (約27,500人増)	環境協力税データベースによる入域者数の集計*2
冬期(11月～3月)の入域者数	21,493人	40,400人 (約18,900人増)	
外国人の入域者数	24,144人	26,500人 (約2,400人増)	船舶課による入域者数の集計
宿泊者数	—	10%増*1	日をまたいだ往復券購入者数の集計*2

*1：平成30年度に集計した数値を基準とした場合の増加率

*2：ナガンヌ島・みつしま・チャーター船による入域者数を含む



4章 観光振興計画推進に向けて



4章 観光振興計画推進に向けて

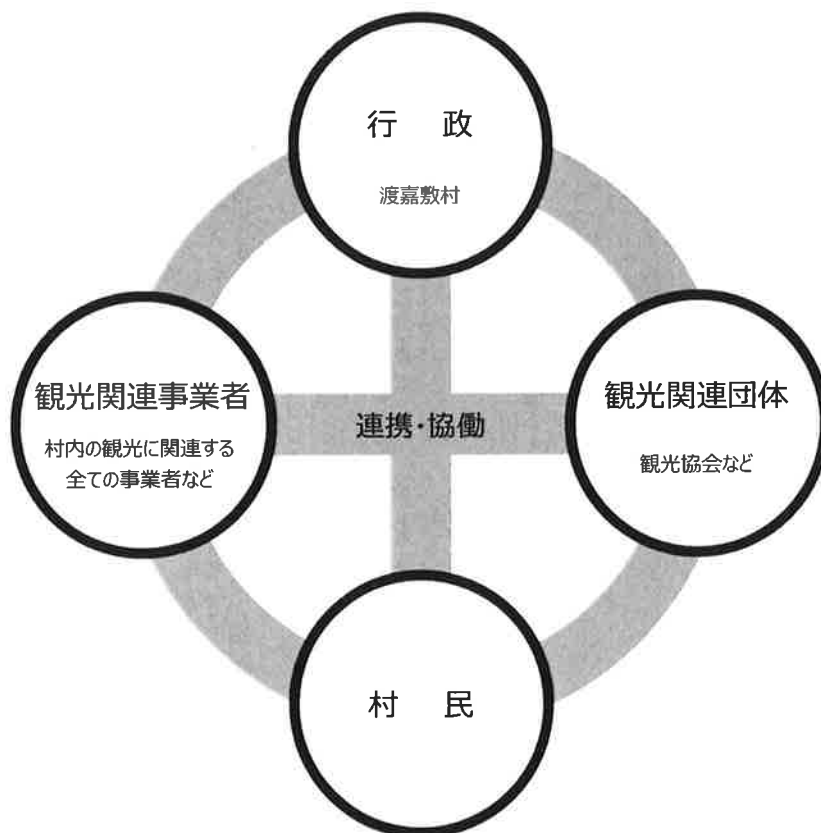
4－1．推進体制

現在、観光協会が設立されていないことから、できる限り早急に立ち上げ、村内の観光事業の推進役を担えるよう取組んでいく必要があります。

また、観光振興計画を推進していくためには、行政及び設立予定の観光協会だけでなく、観光関連団体、観光関連事業者、及び村民の協力が不可欠となります。関係者全てに本計画を共有し、それぞれの果たすべき役割のもと、連携を図っていくことが重要です。

さらには、長期的な視野を持ちながら、観光振興の取組みを実行していき、必要に応じて見直しや修正を加えてより良いものにしていくことが大切です。

村民人口約 700 人という限られた人数であることから、一人ひとりができる範囲の取組みを進めながら、村の観光振興に向けた努力を行う必要があります。



4-2. 推進に向けて果たすべき役割

渡嘉敷村の観光振興計画を推進していくうえで、行政、観光関連団体、観光関連事業者、及び村民の役割は以下のとおりです。

(1) 行政の役割

本村は渡嘉敷村の有する素晴らしい自然環境や歴史文化などの魅力を再認識し、愛着と誇りを持って、これらの観光資源と向き合い、守っていきます。また、役場内の関係部署との連携を図り、横断的な推進体制を構築するとともに、国や県をはじめ、座間味村などの関係市町村や観光団体、観光関連事業者及び村民との協議・調整を行い、全体の施策実現に向けた役割を担います。

さらには、様々な取組みの実施主体に対する支援を行うとともに、観光情報の収集、調査研究を進め、観光ニーズに対応したサービスの提供に向けて関係者との情報共有に努めます。

その他、渡嘉敷村が有する観光資源等の魅力について、観光関連団体や周辺市町村と連携し村内外に広く発信していきます。

(2) 観光関連団体の役割

今後設立予定の観光協会をはじめとする観光関連団体は、渡嘉敷村の有する素晴らしい自然環境や歴史文化などの魅力を再認識し、愛着と誇りを持って、これらの観光資源と向き合い、守っていきます。また、村や観光関連事業者と密な連携を図りながら、情報発信や誘客のためのPR活動を行うとともに、村内の観光振興に向けた取組みの中核を担い、関係者との調整及び具体的な取組みに積極的に参画します。

(3) 観光関連事業者の役割

村内宿泊施設や飲食店、マリンスポーツ等のサービス業をはじめとする観光関連事業者は、渡嘉敷村の有する素晴らしい自然環境や歴史文化などの魅力を再認識し、愛着と誇りを持って、これらの観光資源と向き合い、守っていきます。また、村内の観光振興の担い手として、主体的に取組みを実施・推進します。また、観光関連事業者間の連携と協力体制の構築を図り、観光客のニーズに対応したサービス提供や施設の整備・維持管理を進めます。

その他、観光客に再度訪れたいと思ってもらえるような心地よい接客対応を心掛け、実行していきます。

(4) 村民の役割

村民は、渡嘉敷村の有する素晴らしい自然環境や歴史文化などの魅力を再認識し、愛着と誇りを持って、これらの観光資源と向き合い、守っていきます。また、観光資源に関する知識を有し、観光客に対して、できる範囲でそれを伝え広め、交流を深めます。

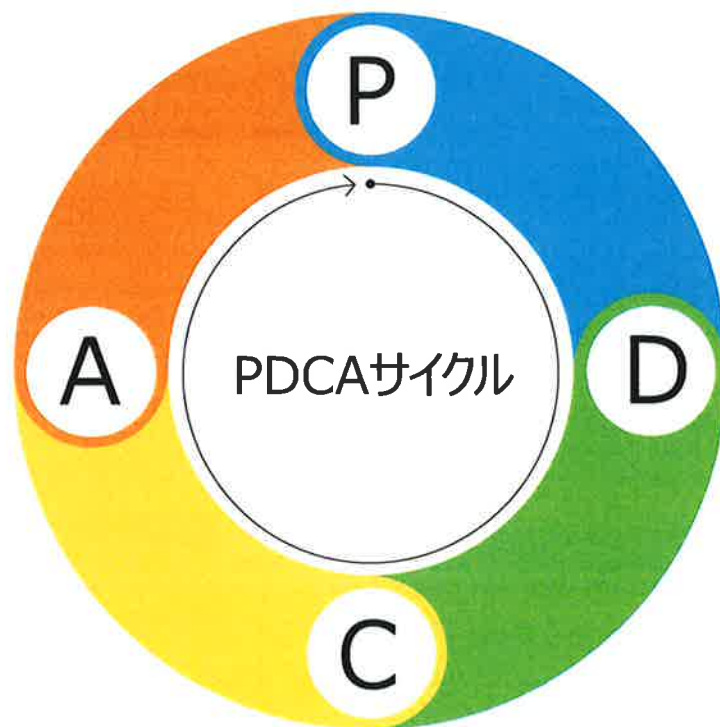
さらに、村民一人ひとりが観光のまちづくりに関わっていることを認識し、観光振興に寄与する取組みに積極的に参画するよう努めます。

4－3．進捗管理

計画の進捗管理については、本計画で定めた理念及び目標を達成するため、PDCA サイクルで計画の進行状況を管理し、効果を検証します。

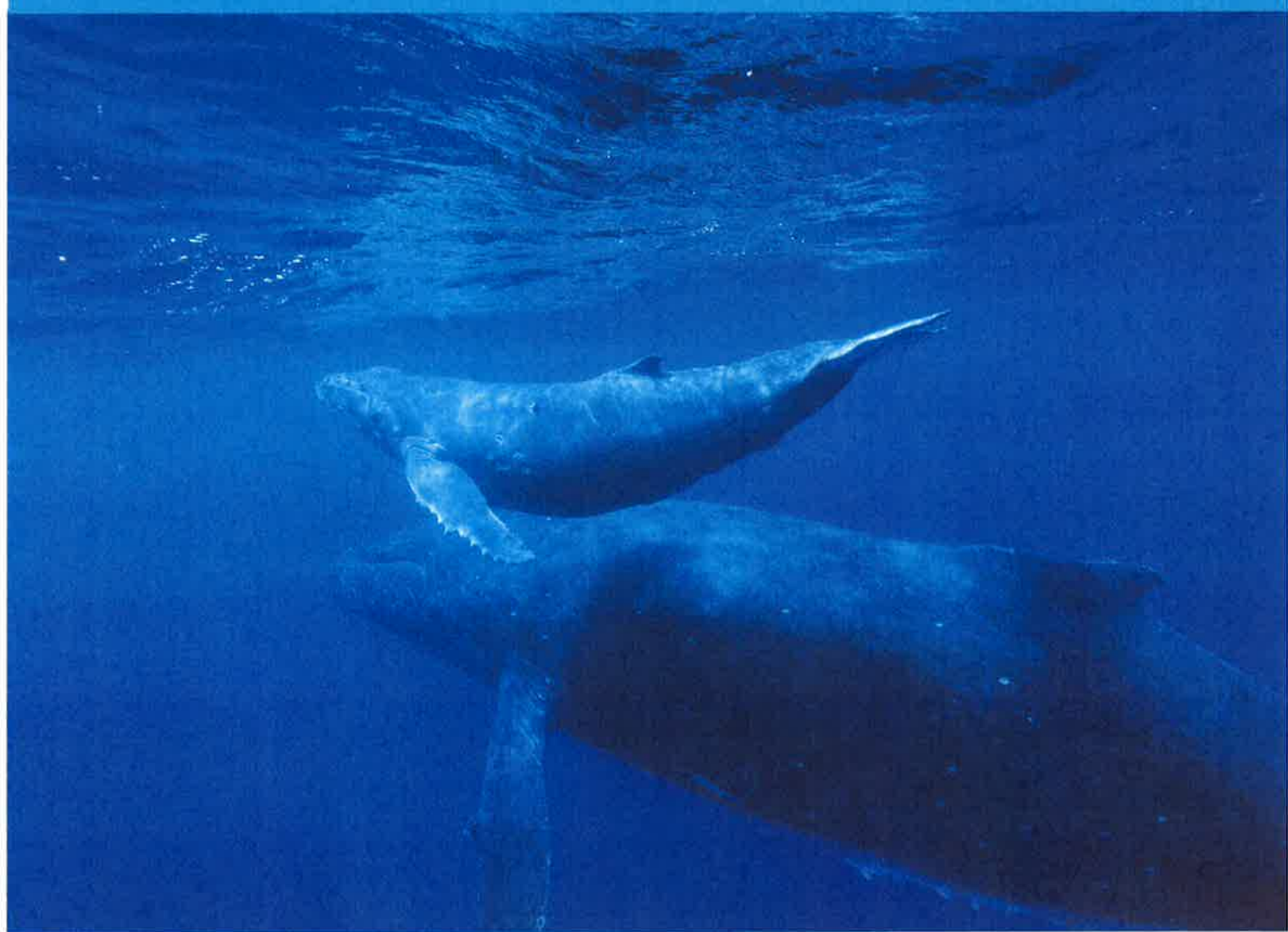
PDCA サイクルとは、まずは計画を立て、その計画を実行し、その効果を確認したあと、必要に応じて改善や見直しを行うといった一連のプロセスを回していく手法です。

本計画の取組みの進行状況並びに効果については商工観光課が担い、適宜検証を行い、中間報告と最終報告を実施する予定です。



Plan	<計画>	観光振興計画の作成
Do	<実施>	計画に基づく取組みの実施
Check	<確認>	目標の達成度、取組みの進捗状況の検証・確認
Act	<改善>	取組みの見直し・改善

5章 資料

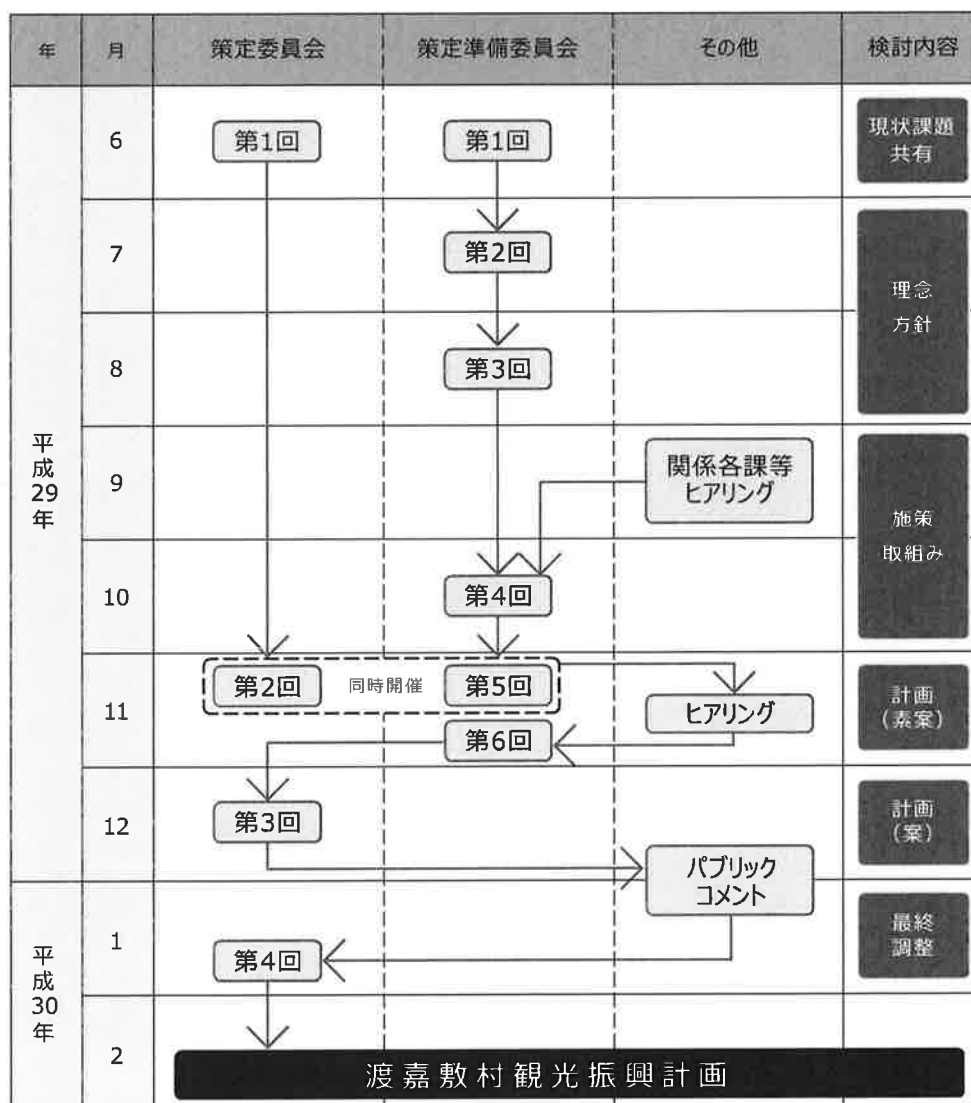


5章 資料

5-1. 計画策定の経緯

渡嘉敷村観光振興基本計画の策定にあたっては、4回の策定委員会、及び6回の策定準備委員会を開催し、各種検討を行いました。

また、9月には渡嘉敷村関係各課および観光事業者へのヒアリングを実施し、観光に関わる取組みについて確認したほか、平成29年12月28日から平成30年1月10日にかけての2週間はパブリックコメントを行い、その結果を第4回策定委員会で確認・検討し、最終的な「渡嘉敷村観光振興計画」を決定しました。



5-2. 計画策定の策定委員

策定委員会は、村内の多様な関係者の意見を反映させるため、観光に関わる渡嘉敷村役場関係各課、議会事務局、国立沖縄青少年交流の家、渡嘉敷村商工会、渡嘉敷漁業協同組合、各区長、青年会、民間企業等により組織されました。

また、実際の計画案を検討するワーキンググループとして策定準備委員会を設け、観光関連団体で構成したほか、村内からメンバーを一般公募し、集まった村内観光関連事業者を中心に計画案の検討を進めました。

(1) 策定委員会

策定委員会の設置要綱及びメンバーは以下のとおりとなります。

①策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渡嘉敷村観光振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、渡嘉敷村観光振興計画を策定することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光振興計画の策定に関すること。
- (2) その他観光振興計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から村長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光事業の運営その他観光に関し見識を有する者
- (3) 行政
- (4) 前各号に掲げる者のほか、村長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、村長が委嘱した日から実施計画を村長に提言するまでとする。ただし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、商工観光課に置く。

- 2 事務局員は村長が委嘱する。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初にかかれ
る会議については、本条の規定にかかわらず村長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する
ところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意
見を聴くことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員
長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

②策定委員会名簿

No.	役 職	氏 名	所属・役職
1	委員長	大城 良孝	渡嘉敷村 副村長
2	副委員長	神里 敏明	渡嘉敷村 総務課長
3	委 員	金城 満	渡嘉敷村 民生課長
4		新垣 聡	渡嘉敷村 経済建設課長
5		島村 清	渡嘉敷村 船舶課長
6		我喜屋 元作	渡嘉敷村 会計課長
7		座間味 秀勝	渡嘉敷村 教育課長
8		新里 武広	渡嘉敷村 議会事務局長
9		三田井 裕	国立沖縄青少年交流の家 所長
10		新垣 徹	渡嘉敷村商工会 会長
11		島村 武	渡嘉敷漁業協同組合 組合長
12		稲盛 清昭	渡嘉敷区長
13		金城 健一	阿波連区長
14		宮平 鉄一郎	渡嘉敷村青年会 会長
15		神谷 和幸	株式会社JTB沖縄 交流営業課長

(2) 策定準備委員会

策定準備委員会の設置要綱及びメンバーは以下のとおりとなります。

①策定準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渡嘉敷村観光振興計画（以下「計画」という。）策定に係る準備に関し必要な事項を検討するため、渡嘉敷村観光振興計画策定準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定のための調査、分析に関する事項。
- (2) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

- 2 委員は、識見者、観光関係者、公募委員及び行政関係者その他村長が必要と認める者のうちから村長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、村長が委嘱した日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初にかかれ
る会議については、本条の要綱にかかわらず村長が招集する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、商工観光課に置く。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

②策定準備委員会名簿

No.	役 職	氏 名	所属・役職
1	委員長	小嶺 哲雄	渡嘉敷村 商工観光課長
2	副委員長	小嶺 国土	渡嘉敷村 船舶課長補佐
3	委 員	水澤 豊子	国立沖縄青少年交流の家 次長
4		中馬 直樹	渡嘉敷村商工会 指導員
5		金城 悦男	渡嘉敷漁業協同組合 参事
6		国吉 晴大	宿泊マリン事業者
7		吉崎 誠	マリンスポーツ事業者
8		金城 渉	宿泊事業者
9		金城 肇	宿泊マリン事業者
10		池松 来	マリン事業者
11		長谷 和典	ダイビング事業者
12		花咲 宏基	株式会社ライヴス 事業部長

5-3. パブリックコメントでの意見

パブリックコメントで出された意見は以下のとおりとなります。

●課題について

No.	項 目	内 容
1	外国人観光客の誘致	先日の環境省：外国人向け満喫ツアーコンテンツづくり支援業務「ホエールウォッチングを基軸とした自然体験ツアー」勉強会に参加したのですが、その勉強会の講師の楠部さんの報告では、今後は日本人の観光客は減って、インバウンドの旅行者が増加するとの事。またP.10の入域者の推移でも明らかに外国人の観光客の増加がわかります。その上において今後のターゲットを国内の旅行者をターゲットにするのか、インバウンドの旅行者をターゲットにするのか、はたまた中途半端ではあるが両方をターゲットにするのが明確でないで、今後の方針が出しづらい。将来的にはターゲットを絞った方が、今後の方針を決めやすいです。

●基本方針について

No.	項 目	内 容
1	基本方針 2 快適に観光でき、滞在 できる受入体制づくり	「快適に観光でき、滞在できる受入体制づくり」とあるが、現状は民宿をはじめとした宿泊施設の老朽化が進んでいる。こうした宿泊施設のリフォームやリノベーションに資金を投入するべきだと思う。豪華さを求めるのではないが、現代的な使い易さや清潔感については、ある程度のレベルにある必要がある。

●具体的な取組みについて

No.	項 目	内 容
1	1-(1)-③ 環境負荷削減に繋がる 取組みの実施検討	学習機会の提供について、環境省には「子どもパークレンジャー」というプログラムがあります。このプログラムを活用し、小中学生に慶良間の自然についての理解を深める機会については、いかがでしょうか？ 例えば、①渡嘉敷、②阿波連、③ゲルマ、④阿嘉、⑤座間味の5つの地域を舞台にそれぞれの特徴に合わせた内容を学んでいく1年間5回(実施可能な回数)のプログラム。 プログラムタイトル例は、渡嘉敷：農業と漁業の将来、阿波連：サンゴの保全、座間味：ザトウクジラ、阿嘉：ウミガメの産卵、全体課題：利用と保全 など 対象は小学高学年と中学1年生の3学年の希望者と域外からの募集も検討

No.	項 目	内 容
2	1-(4) 外来種への対策の 取組み	表によると2つの取組みに対するスケジュールが、どちらも長期になっているが、現状は緊急性の高い問題ではないかと考えています。 調査→対策→効果の検証のサイクルをすぐにでも始めるべきではないでしょうか？
3	2-(1)-⑦ 渡嘉敷村でのサービス 整備状況の事前周知 活動	現在、渡嘉敷村内において、クレジットカードが使用できる宿やマリショップ、お食事処や商店等が圧倒的に少ないと思われます。個人的にそのお店が対応できればいいのですが、導入にもいろいろ負担もあつたりします。そのような中、村内にはATMが郵便局に1台しかなく、外国人の観光客にはかなり不便な状況となっています。出来れば、阿波連地区にもATMが1台、可能であれば、外貨両替所(外貨交換用ATMでも)が村内にあれば、外国人の観光客の誘致にはかなりのプラスポイントになりますので、その辺りも検討してみてください。
4	2-(2)-② 島内WIFI 環境の整備	ここは観光客にとっては非常に重要なポイントになると思います。自分はゲストハウスを経営していますが、昨今インターネットによって観光情報を手に入れる観光客にとっては、WIFI環境はかなり重要になります。日本人でもインターネットを使える人であればインターネットで事前はもちろん、島に来てからも情報はインターネットで仕入れられます。またインバウンドの観光客にとっては尚更インターネットは情報を仕入れるツールになり、ここの利用環境の向上は必須と思われます。自分は海外によく行くのですが、WIFIがあるとすごく助かるのが実感出来ていますので、この環境が向上出来れば、それを売りにして観光客の増加を目指すことも必ず出来ます。それも含めて、インターネット環境の改善(光ファイバーによる)は、急務だと思われます。あと、可能であれば、村内のどこにいてもフリーのWIFIが使えるようにすれば、観光客への利便性はかなりのアップになると思います。渡嘉敷村でも環境改善の予定はすでに立てているとは思いますが、一刻も早めの対応をお願いしたいところです。
5	2-(2)-⑥ 既存の観光・交流施設 の維持管理の推進	既存のガイドツアーや冬場の観光客誘致など色々あると思うのですが、観光客は海で遊ぶ以外にもいろいろな事を欲しています。自分も国内や海外に行った時に、子供の遊び場があるとすごく助かる経験をしています。村内にいろんな遊具のある子供の遊び場があれば、家族連れの観光客が海で遊べない時も安心して島に来れるので、そういう施設を持つのも一つの手だと思います。
6	3-(1)-③ 観光ルートづくりの推進	渡嘉敷にはきれいな海があり、それが観光のメインになっているのは周知の通りです。逆にそれ故に、海に入れない状況(冬場や雨天、海が荒れている等)では、観光客が何もできないような時が多々あります。そういう時は陸上でトレッキングや自然観察を自分自身で歩いて出来るコースや周遊観光ルートがあれば、そういう時に活用出来ると思います。特に周遊観光ルートのガイドマップを作成して(多言語の)、配布すれば陸上の魅力も観光客に伝える事が出来、万が一海に入れなくても陸上で他の事が出来るのであれば、観光客にも大きなアピールになるのではないのでしょうか？

●目標値について

No.	項 目	内 容
1	(4) 渡嘉敷島を訪れる 入域者数	P.50の図表には、ナガンヌ島の入域者を含んでいます。一説によるとナガンヌ利用者の協力税は1年間3,000,000円ほどになるとの事です。 一方、この表では、年間≒132,400人、冬期≒21,500人でこの差は111,000人でこの中にナガンヌの30,000人を含んでいる？ ナガンヌは夏期のみとすれば、11月～3月の21,500人（4,000人／月）、4月～10月の81,000人（11,500人／月）ということになりませんか？ 目標値の設定の基準に現状の数を使うのであれば、その前提として、数値の細かな性質に気を配らなくてはいけないと思います。まずは表やグラフに把握できる限りの情報を反映させていただきたいです。（ナガンヌの入域数・住民の移動・公共工事に携わる人の移動・6,000人以上いる修学旅行生等） 特にナガンヌ島の利用者は月毎に把握しておかないと、島のキャパシティの算出に大きな狂いが生じるので、要注意！ ※むしろ、冬期に本当に必要な入域者の増分については、各事業者が設備の維持や人材の通年確保にかかる経費を算出し、それによって、夏期との良いバランスをとれる値を決めるべきだと思う。 ※ここで私が言いたいことは、目標値はどのような根拠で決められているのか明記してほしいということです。

渡嘉敷村観光振興計画

平成 30 年 2 月
沖縄県渡嘉敷村



渡嘉敷村
観光振興計画

2018 - 2022

平成30年2月 沖縄県渡嘉敷村